平成２２年（フ）第３６５号
広島市西区南観音８丁目９番25号
債務者　後　　章夫
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６６号
広島市安佐北区可部町大字勝木1682番地の50
債務者　岡野　徳久
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９８号
広島市安芸区船越南２丁目19番26―420号
債務者　山岡　勝之
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１０号
広島市中区西平塚町１番５―302号
債務者　角戸　明子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８号
山口県下関市長門町６番30号　山本方、前住所山口県下関市伊倉町２丁目５番22号
債務者　野口和守こと　朴　　和守
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
山口県下関市長門町６番30号　山本方、前住所山口県下関市伊倉町２丁目５番22号
債務者　野口　博美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
山口県下関市菊川町大字楢崎807番地１　市営楢崎住宅31号、前の住所山口県下関市木屋川本町３丁目318番地１
債務者　關岡　尚美（旧姓眞田）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３９８号
福岡市博多区美野島１丁目７番17―202号
債務者　谷川　紀文
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４１７号
福岡県福津市中央１丁目３番１―402号
債務者　西久保佳苗
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５４号
福岡市南区野多目６丁目５番１号
債務者　小河兼太郎
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５９号
福岡市南区弥永３丁目12番21号
債務者　吉村　誠司
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４６４号
福岡県筑紫野市大字下見539番地３
債務者　薮　　律男
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５８８号
福岡県宗像市栄町15番地３アーサー宗像ツインコート1102号
債務者　前野　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５９２号
福岡市博多区南八幡町１丁目６番15号
債務者　福有カツ子（旧姓三浦・佐藤）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５１号
北海道小樽市稲穂５丁目27番26号　静和コーポＡ棟101号室、前住所北海道小樽市稲穂５丁目27番16号
債務者　鈴木めぐみ
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第３６１号
北海道苫小牧市ときわ町２丁目20番５号
債務者　大川原悦子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６１号
北海道苫小牧市明野元町２丁目５番１号ピークⅢ106号
債務者　日高　聡史
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第５０８号
山梨県甲州市塩山熊野567番地１
債務者　横溝　淳一
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係